

平成 22 年度 長久手町行政評価評価基準（補助事業）

1 事業評価の方法について

評価について、必要性および有効性という観点から以下のチェック項目に従って評価を実施しました。

必要性の項目では、町が事業に関与することの必要性、事業が施策の目的と結びついているかどうかの妥当性を評価しました。

有効性の項目では、目的達成のため事業方法選択が適切かどうか、重複したサービスとなっていないかどうかの互換性を評価しました。

総合評価では、必要性および有効性の評価から総合的に判断しました。

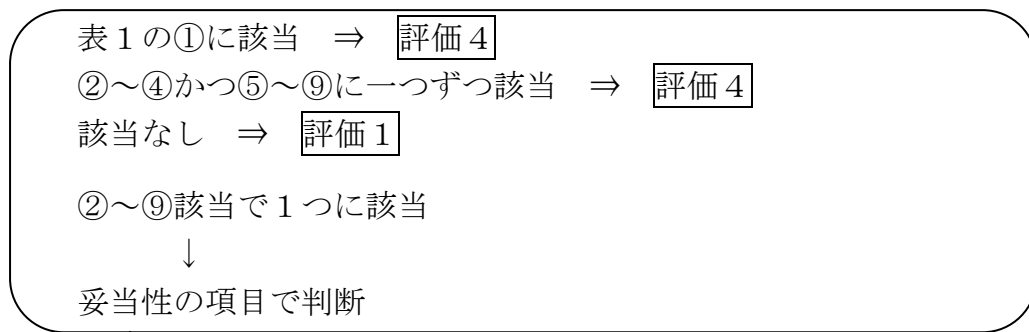
2 必要性の評価について

表 1 の分類項目に分類し、以下のように評価しました。

【表 1】

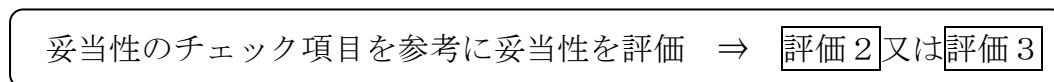
分類	項目
	① 法律で実施が義務づけられている補助金
必需性 （社会生活になくはないものの）	② 住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 （ゴミ収集、上・下水道など）
	③ 住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業 （防犯対策、建築許可、消費生活相談など）
	④ 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備することを目的とした事業 （生活保護、虐待防止など）
公共性 （不特定多数に利益の及ぶもの）	⑤ 受益の範囲が不特定多数の住民に及び、サービスの対価の徴収ができない事業への事業 （道路、河川改修など）
	⑥ 町の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業への事業 （観光PR、国際交流など）
	⑦ 特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事業への事業 （コミュニティバスなど）
	⑧ 住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 （保育園、幼稚園など）
	⑨ 民間のサービスだけでは町域全体にとって望ましい質、量のサービス

		の確保ができないため、これを補完・先導する事業 (生涯学習事業など)
--	--	---------------------------------------



【妥当性】

- 事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。
- 社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。
- 対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。
- 住民ニーズを上回るサービス提供となっている。
- 国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。

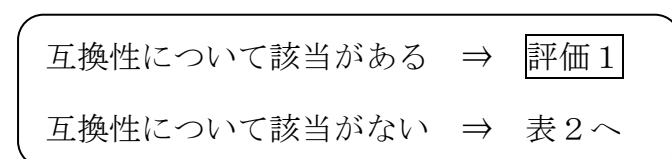


3 有効性の評価について

互換性についてチェックし、表2で有効性について下記を目安として評価します。

【互換性】

- 施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。(町の他事業との比較)
- 国や県のサービスと重複している
- 民間のサービスと重複している



【表 2】

	項目
①	町の施策の目的を実現するために、町との役割分担の中で事業内容が必ずしも適切とはいえない。（目的と成果が結びついているか）
②	町の施策への貢献度が著しく高いとはいえない。（成果が目的達成に有効か）
③	事業の継続をしても成果の向上が期待できない。 （設定した成果目標と現状のずれ）
④	厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。



表 2 の項目に該当がない場合 ⇒ 評価 4

該当がある場合 ⇒ 評価 2 または 評価 3

4 総合評価について

必要性および有効性の評価から総合的に評価します。

評価 4 事業の継続

評価 3 事業の進め方の改善

評価 2 事業の内容や規模の見直し

評価 1 事業の見直し